

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 23.3.29 第 177 回国会第 6 号

3月29日(火) 第6回の委員会が開かれました。

- 1 国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(城島光力君外6名提出、衆法第3号)
- ・提出者柚木道義君(民主)から提案理由の説明を聴取しました。
 - ・細川厚生労働大臣及び小宮山厚生労働副大臣並びに提出者渡辺周君(民主)、西村智奈美君(民主)、柚木道義君(民主)、城島光力君(民主)及び郡和子君(民主)に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・柿澤未途君(みんな)提出の修正案について、提出者柿澤未途君(みんな)から趣旨説明を聴取しました。
 - ・原案及び修正案に対し、加藤勝信君(自民)、高橋千鶴子君(共産)及び阿部知子君(社民)が討論を行いました。
 - ・修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。
(賛成 みんな 反対 民主、自民、公明、共産、社民)
 - ・原案について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
(賛成 民主、共産、社民 反対 自民、公明、みんな)

(質疑者及び主な質疑内容)

田村 憲久君(自民)

- ・今回の東北地方太平洋沖地震により、医療や介護の保険者が機能不全になっている場合には保険者に代わって国が医療機関等の収入を確保するための方策を早急に講ずべきではないか。
- ・阪神・淡路大震災の時と同様に、今回の震災においても被災者を雇い入れた事業主を特定求職者雇用開発助成金の対象にすべきではないか。
- ・与党が平成22年度子ども手当支給法を半年間延長するつなぎ法案を提出するのであれば、政府はこれと(支給)期間が重複する平成23年度子ども手当支給法案をまず撤回すべきではないか。

古屋 範子君(公明)

- ・未曾有の被害をもたらした東北地方太平洋沖地震を踏まえて、民主党マニフェストを変更し、不要不急の予算は震災対策に充てるべきではないか。
- ・被災地以外の世帯には所得制限を設けて中学3年生まで一人月額10,000円を支給する公明党の児童手当拡充案を参考に平成23年度子ども手当支給法を撤回すべきではないか。また、年少扶養控除廃止による増収分は地方の裁量に任せ、現物給付に向けるべきではないか。
- ・認可保育所に入所できないためにやむを得ず認可外保育施設に入所している子どもの人数はどのくらいいるのか。

高橋 千鶴子君(共産)

- ・本法案が成立した場合に年少扶養控除の廃止により3歳未満の子どもがいる世帯の中で実質負担増となる世帯への対応策について伺いたい。また、このような実質負担増となる世帯のために年少扶養控除の廃止を見直す必要性があるのではないか。

阿部 知子君(社民)

- ・安心子ども基金によって実際に子ども手当相当額が支給された児童養護施設に入所している子どもの人数はどのくらいいるのか。また、本法案では児童養護施設に入所している子どもに子ども手当が支給されないという問題は解決されないが、どのように対処するのか。

柿澤 未途君(みんな)

- ・本法案の提出者の1人がみんなの党に対する説明時に子ども手当をゼロベースで見直す旨の発言をしていたにもかかわらず、なぜ政府提出の平成23年度子ども手当支給法案を撤回しないのか。また、児童手当制度に戻っても事務処理上問題は発生しないと発言する地方自治体が存在することからつなぎは必要最小限にすべきではないか。